

沖縄県男女共同参画センター指定管理者募集要項

令和元年8月

沖縄県子ども生活福祉部
女性力・平和推進課

沖縄県男女共同参画センター指定管理者募集要項 目次

1	募集の目的	1頁
2	施設の概要	1頁
3	管理運営の基本的な考え方	2頁
4	指定管理者の業務	2頁
5	自主事業	2頁
6	管理運営の基準	3頁
7	指定期間	5頁
8	施設使用料の取扱、施設管理に要する経費等	5頁
9	応募資格要件	6頁
10	指定管理者選定スケジュール	7頁
11	募集要項の配布・現地説明会等について	8頁
12	申請の手続き	9頁
13	選定及び審査基準	10頁
14	協定の締結	11頁
15	指定管理者の留意事項	12頁
16	県と指定管理者の責任分担	13頁
17	指定管理者の取消等	13頁
18	業務の引継	14頁
19	問い合わせ先	14頁

沖縄県男女共同参画センターの指定管理者募集要項

沖縄県は、沖縄県男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成17年条例第41号、以下「条例」という。）第3条に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）の募集を行います。

1 募集の目的

現行指定管理者の指定期間が令和元年度で満了することに伴い、令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）までの管理運営を行う指定管理者を募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称

沖縄県男女共同参画センター

(2) 施設の所在地

沖縄県那覇市西3丁目11番1号

(3) 設置目的

センターは、女性の地位の向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的に設置された公の施設である

(4) 施設の規模等

指定管理の対象施設（以下、「施設」という。）の範囲は、「沖縄県男女共同参画センター管理運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）添付1「指定管理範囲図面」のとおりです。

① 敷地面積6,396.18㎡

② 建築面積、延床面積：

建築面積3,527.2㎡、延床面積16,875.82（センター部分の延床面積4,613.04㎡）

③ 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

建物は地下1階から地上8階まであり、沖縄県自治研修所、（公財）沖縄県青少年育成県民会議を含む複合施設ですが、センター部分は、地上1階から地上5階までとなっています。

※今回募集するのは、センターのみです。

※センターの主な施設は以下のとおりです。

1階	ホール（480名収容）、展示コーナー、フィットネスルーム、こどもの部屋、ふれあいサロン、コピー室、執務用会議室、団体事務室
2階	図書情報室、会議室1、2、3
3階	研修室1、2、創作室、生活実習室、和室、茶室、講師控え室
4階	研修室3
5階	特別会議室

(5) 開館時間、休館日

開館時間 午前9時から午後9時（日曜日は午後5時）まで

休館日 月曜日、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

3 管理運営の基本的な考え方

センターは、女性の地位の向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的に設置されています。そのため、センターには男女共同参画に関する啓発・学習、情報の収集・提供、相談支援、研修活動や交流の場を提供するとともに、県、市町村、県民、事業者、関係団体等が連携していく上での中心的役割を担う事が求められています。したがって、指定管理者は設置目的を尊重し、管理運営業務の実施にあたって求められる公共性を十分理解し、施設利用の平等性、公平性、守秘義務の確保等に努める必要があります。

4 指定管理者の業務

指定管理者が行う業務の範囲は、条例第4条に規定する次の業務とし、業務の詳細については、仕様書のとおりです。

(1) センターの設置の目的を達成するために必要な業務

- ① 図書情報室業務
- ② 利用促進に関する業務

(2) センターの施設及び附属設備の利用許可等に関する業務

- ① 利用受付
- ② 利用の許可及び許可の取消し等
- ③ 利用にあたっての説明、案内、支援等
- ④ 利用料金の徴収及び減免等及び不適正経理防止体制の構築

(3) 施設及び附属設備の維持管理に関する業務

- ① 安全面、衛生面、機能面の維持管理
- ② 小規模修繕業務（1件20万円以下（消費税及び地方消費税を含む））
- ③ 建築物及び附属設備の保守管理点検業務
- ④ 庁舎警備業務
- ⑤ 産業廃棄物処理業務
- ⑥ 防犯・防災業務

(4) ホールの維持管理業務

- ① 利用者への舞台・附属設備利用等に関する助言、案内
- ② 舞台機構操作、照明操作、音響操作
- ③ 施設、附属設備及び備品類の保守点検
- ④ ホールの管理責任者の配置及びホール利用に係る必要な人員の配置

(5) センターの管理運営に関し、その他必要な業務

- ① 業務記録、事業報告書の提出
- ② 連絡調整会議
- ③ 危機管理体制の整備
- ④ 業務の円滑な引継ぎ
- ⑤ その他必要な業務

5 自主事業

- (1) 指定管理者は、自己の責任と費用により、センターの利用促進・活性化に資する事業（以下、「自主事業」という。）を実施することができます。
- (2) 自主事業から得られる収入は、指定管理者の収入とします。
- (3) 自主事業の実施にあたっては、事前に県に対して提案を行い、承認を得る必要があります。
- (4) 事業計画書において提案された自主事業の可否については、県と協定を締結する際にあらためて協議するものとします。なお、提案した自主事業が認められることが応募の条件である場合は、必ずその旨を事業計画書に明記して下さい。
- (5) 自主事業の提案にあたっては、下記の点に留意してください。
 - ① センターの設置目的及び管理運営の基本的な考え方に沿ったものであること
 - ② 自主事業は、センターが交流の拠点となるような事業や男女共同参画社会の形成の推進に資する事業、または利用者へのサービスの向上、施設全体の効用を高める事業をおこなう必要があります。
 - ③ 公共性の確保が図られていること。
- (6) 自主事業として施設内で喫茶室、売店、自動販売機等を設置する場合には、行政財産の目的外使用許可申請が必要となり、知事の許可と県への使用料の支払が必要となります。（年間約36万円程度）

6 管理運営の基準

指定管理者は、次の事項及び別紙「仕様書」に従い、管理運営業務を実施します。

(1) 関係法令等の遵守

- ① 地方自治法、同施行令、同施行規則
- ② 沖縄県男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例、同施行規則
- ③ 施設の維持管理に関する法令
 - ・建築基準法(建築設備の定期点検等)
 - ・電気事業法（技術基準の維持等）
 - ・消防法(消防計画の提出等)
 - ・水道法等その他施設・設備の維持管理、保守点検に関する法令
- ④ 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法のほか労働関係法令
- ⑤ 男女共同参画社会基本法、沖縄県男女共同参画推進条例
- ⑥ 個人情報保護法、沖縄県個人情報保護条例
- ⑦ その他関係法令等

(2) 沖縄県行政手続条例の適用

指定管理者は、沖縄県行政手続条例第2条第1項第3号の「行政庁」に該当するため、処分等の手続は同条例の規定に基づいて行わなければなりません。

(3) 沖縄県暴力団排除条例の適用

指定管理者は、当該施設の利用が暴力団の利益になるおそれがあると認められる場合は沖縄県警察本部に照会し、必要に応じて排除措置(利用の承認をしない、または利用の承認の取り消すこと)を講じてください。

(4) センター利用時間等

- ① 休館日

ア 月曜日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日

※ 指定管理者は、必要があると認めるときは知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができます。

② 開館時間

ア 午前9時から午後9時（日曜日は午後5時）まで

イ 図書情報室の利用時間は、午前9時から午後8時（日曜日は5時）まで

※ 指定管理者は、必要があると認めるときは知事の承認を得て、開館時間又は図書情報室の利用時間を臨時に変更することができます。

(5) 業務執行体制

① 文書取扱規定の整備

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、沖縄県文書管理規程、同運用通知に準じ、県の指導により適切に管理するものとします。

② 情報公開規定の整備

指定管理者が業務実施にあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開について、県の指導により適切に処理するものとします。

③ 手続規程等の整備

使用許可の取消しなど行政処分の実施については、県の指導により、適正な執行体制を確保するものとします。

また、施設の利用上の利用者指導については、沖縄県行政手続条例の行政指導の規定の趣旨に則った対応をとるものとします。

④ 個人情報保護の取扱い

指定管理者は、沖縄県個人情報保護条例第11条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じるものとします。

指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事している者、若しくは従事していた者は、同条例第12条の規定に基づき、その職務上知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはいけません。

個人情報の漏えい等の行為には、同条例第63条及び第64条に基づく罰則規定があります。

⑤ 守秘義務

指定管理者は、施設の管理を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならないものとします。

指定管理業務を行う指定期間が終了した後も同様とします。

⑥ 区分経理・会計体制の確立

会計帳簿を整備し、区分経理・会計体制を確立し、適正な現預金等の管理を行います。

また、現金を扱う場合には、その取扱いに係る規程を整備し、事故防止体制を整えるものとします。

⑦ 第三者委託の制限

指定管理業務のすべてを第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、個々の具体的な業務については、専門業者等の第三者に委託することができます。そ

の場合には、その内容について、あらかじめ県の承諾を得なければなりません。

＜第三者に委託できない業務＞

- ・センターの利用許可に係る業務
- ・利用料の徴収・収納に係る業務
- ・図書情報室の管理運営業務
- ・関係機関、関係団体等との調整業務
- ・災害又は緊急時の対応業務

＜委託できる業務の例示＞

- ・清掃業務
- ・建築物及び各種設備機器の保守管理点検業務
- ・産業廃棄物処理業務
- ・庁舎警備業務

⑧ 安全管理の徹底

指定管理者は、危機管理体制を整備するとともに、施設において事故等が発生した場合は、速やかに必要な対策を取り、県に報告を行わなければなりません。

(6) 業務に必要な物品の調達

指定管理業務の実施に必要な県所有の物品等は、指定管理者に無償で貸与します。

なお、仕様書別紙「管理物品一覧表」に記載されていないものについては、業務開始までに別途指定管理者が用意するものとします。

指定管理者は、貸与を受けた物品等について、指定期間中、台帳を備えて数量、使用場所、使用状況等を把握するなどして適正に管理するとともに、常に良好な状態に保つものとします。

また、指定管理者は、指定管理料で本業務実施のために備品を購入するときは、県と協議をするものとします。県との協議により指定管理料で購入した備品は、県に帰属することとし、購入後は速やかに報告するものとします。

(7) 賠償責任保険への加入

指定管理者は、施設利用者等の事故等に備え、施設賠償責任保険に加入するものとします。

また、自然災害、火災等による施設等の損傷に備えて火災保険に加入することとします。

(参考) 現在加入している保険内容は、対人賠償が1名につき1億円、1事故につき3億円、対物賠償が100万円となっている。

(8) 指定管理者名等の表示

当該施設が指定管理者により管理運営されていることを示すため、指定管理者名と設置者として県の連絡先を施設内に表示するとともに、案内パンフレット等に明記することとします。

7 指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

8 施設利用料等の取扱い、施設管理に要する経費等

(1) 施設利用料金の取扱い

① 利用料金制の採用

センターにおいては、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。有料施設の利用料金は、指定管理者の収入とすることができます。

② 利用料金の額

指定管理者は条例第14条第2項の規定に基づき、条例別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が知事の承認を得て決定します。利用料金収入はセンターを利用する日の属する年度の収入とします。

③ 利用料金の減免

指定管理者は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、または免除することができます。

(2) 施設管理に要する経費等

① 県は、管理運営経費として、提案された収支計画書を基に、指定管理料を支払います。会計年度（4月1日から翌3月31日まで）を基準とし、支払時期や方法は協定書において定めます。

② 指定管理料は、次の額を上限とします。県が負担する指定管理料がこの額の範囲内に収まるよう収支計画書を提案して下さい。収支計画書に記入された5年間の指定管理料の合計が上限額の合計（286,870千円）を上回る金額であった場合は、失格とします。

【指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税額を含む。）】

令和2年度（R2.4.1～R3.3.31）：57,374千円

令和3年度（R3.4.1～R4.3.31）：57,374千円

令和4年度（R4.4.1～R5.3.31）：57,374千円

令和5年度（R5.4.1～R6.3.31）：57,374千円

令和6年度（R6.4.1～R7.3.31）：57,374千円

合計：286,870千円

③ 指定管理料の減免を行った場合でも、その分の補てんは行いません。

④ 施設管理に係る電気、上下水道、ガス等の光熱水費は、指定管理料に含まれているので、指定管理者が指定管理料から支払うものとします。目的外使用許可部分の光熱水費については、指定管理料から支払うことは出来ません。

(5) 会計の区分

センターの管理に関する会計は独立した会計とし、指定管理者が行う他業務の会計と区分してください。また、指定管理業務に係る県収入及び指定管理料は区分して経理してください。

9 応募資格要件

(1) 応募資格

指定管理者に応募しようとする者は、次のすべての要件を満たす者としてします。

① 法人、その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

② 沖縄県内に主たる事務所又は事業所を有する団体(共同企業体を含む)であること。

(法人であれば、現在事項全部証明書等で確認される本店又は主たる事務所の所在が沖縄県内にあること。)

- ③ 国税及び地方税の滞納がない団体であること。
- ④ 指定期間中に、解散・廃止の恐れがない団体であること。
- ⑤ センターの設立趣旨を十分理解し、管理運営にあたっての知識と経験を有する団体等であること。
- ⑥ 施設管理の総括責任者を専任で配置できる団体等であること。

(2) 欠格条項

次のいずれかに該当する団体は、応募することができません。仮に、申請が受けつけられた場合でも申請は無効となります。

- ① 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体
- ② 会社更生法及び民事再生法等による手続をしている団体
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- ④ 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、沖縄県における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- ⑥ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない団体

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する団体は、指定管理者の選定審査の対象から除外します。

- ① 提出された書類に虚偽の記載があったとき。
- ② 指定管理者制度運用委員会委員に、選定審査に関する照会や要求を行ったり、個別に接触をしたとき。
- ③ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ④ その他不正な行為があったとき。

(4) 共同企業体で応募する際の注意事項

共同企業体については、以下のとおりとします。

- ① 構成員のうち、代表者又は代表となる団体（出資額の割合が最大のものをいう。）を決定すること。
- ② 指定管理者の選定後、県と指定管理者との間で締結する協定（以下（協定）は、代表者又は代表となる団体を中心に行うこととなるが、協定に関する責任は共同企業体の構成員全体で負うこと。
- ③ 共同企業体については、建設業協会で行われている共同企業体の方式に準じて構成すること。
- ④ 各構成員が応募資格をすべて満たすこと。ただし、(1)応募資格の②については、代表者又は代表となる団体が沖縄県内に主たる事務所又は事業所を有するものであれば、応募資格を満たすものとする。
- ⑤ 欠格条項、失格事項は、各構成員について適用する。
- ⑥ 同一団体が複数の共同企業体にまたがり、応募することはできない。

10 指定管理選定スケジュール

指定管理者の選定は、次のスケジュールを予定しています。

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ① 募集要項等の公表 | 令和元年8月1日（火） |
| ② 指定管理者募集の現地説明会 | 令和元年9月3日（火） |
| ③ 公募に対する質問の受付期限 | 令和元年9月10日（火） |
| ④ 質問の回答期限 | 令和元年9月20日（金） |
| ⑤ 申請書類等の提出期限 | 令和元年10月1日（火） |
| ⑥ 指定管理者制度運用委員会による審査 | 令和元年10月下旬～11月上旬 |
| ⑦ 選定結果の公表 | 令和元年11月上旬 |
| ⑧ 県議会への指定管理者指定議案の上程 | 令和元年11月定例会予定 |
| ⑨ 指定管理者の指定 | 令和元年12月中旬 |
| ⑩ 指定管理者との協定締結 | 令和2年1～2月予定 |
| ⑪ 業務開始 | 令和2年4月1日（水） |

11 募集要項の配布・現地説明会等について

(1) 募集要項の配布

- ① 配布期間 令和元年8月1日（火）～令和元年10月1日（火）
- ② 配布場所
沖縄県（公募・入札）ホームページにて様式をダウンロード
<https://www.pref.okinawa.lg.jp/bosyuu/index.html>
- ③ 配布書類
沖縄県男女共同参画センター指定管理者募集要項
沖縄県男女共同参画センター指定管理者申請様式集
沖縄県男女共同参画センター管理運営業務仕様書

(2) 現地説明会の開催

募集要項の説明、募集要項に関する質疑応答、現場見学を行うため、次のとおり現地説明会を開催します。応募を予定する団体は必ず出席して下さい。

- ① 開催日時 令和元年9月3日（火）午後1時30分から午後3時まで
- ② 集合場所 沖縄県男女共同参画センター 会議室3
那覇市西3丁目11-1

③ 参加申込方法

現地説明会への参加希望法人（団体）は、令和元年8月27日（火）午後5時まで（必着）に、次の申込先に別紙「現地説明会参加申込書（様式第21号）」によりFAX又はメールで申込んでください。FAXやメールが届いていないなどのトラブルを防ぐため、申込後は、申込書の送付をした旨の電話連絡を下記担当までお願いします。なお、参加人数は各法人（団体）ごとに2名までとします。

- ④ 申込先：FAX098-866-2589 / E-mail aa001309@pref.okinawa.lg.jp
（沖縄県子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 男女共同参画班）
申込後の連絡先：電話098-866-2500

(3) 公募に対する質問の受付

- ① 質問期間 令和元年8月20日（火）～9月10日（火）午後5時まで（必着）
- ② 質問方法

・質問は別紙「質問票（様式第20号）」に記載し、次の提出先にFAX又はメールで提出してください。なお、誤解等を防ぐため、質問期間外の質問、口頭又は電話での質問には回答できません。

- ③ 提出先 沖縄県子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 男女共同参画班
FAX：098-866-2589 E-mail:aa001309@pref.okinawa.lg.jp

④ 回答方法

質問の回答は、質問者にFAX等により回答するとともに、沖縄県（公募・入札）ホームページにも掲載します。なお、他の申請予定者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある質問については、回答できません。

12 申請の手続き

(1) 申請書類の提出

指定管理者指定申請書等は、受付期間内に持参して下さい。提出する際は、事前に電話連絡をお願いします。

受付期間	令和元年9月10日（火）から10月1日（火） （ただし、土曜・日曜・祝祭日は除きます。）
受付時間	午前9時～午後5時まで
受付場所	沖縄県子ども生活福祉部 女性力・平和推進課（沖縄県庁3階）

(2) 提出書類

書類名	様式
1 指定管理者指定申請書 ・誓約書 ・団体概要書 ・共同企業体構成員表（複数の法人等で申請する場合に提出） ・共同企業体協定書兼委任状	第1号様式 第2号様式 第3号様式 第4号様式 第5号様式
2 事業計画書	第6号～ 19号様式
3 添付書類 ア 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項全部証明書（3ヶ月以内のもの） イ 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。） ウ 過去3か年における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録） エ 役員の氏名、住所を記載した書類（役員名簿等） オ 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類	

(ア) 法人である団体にあつては、過去3か年における国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）、市町村納税証明書（全税目）

(イ) 法人でない団体にあつては、過去3か年における代表者の国税（法人税、消費税及び地方消費税）納税証明書、沖縄県納税証明書（全税目）、市町村納税証明書（全税目）

※ 共同申請の場合は、各構成団体すべてにおいて、上記3の申請に関する添付書類をすべて提出して下さい。

(3) 提出書類の書式、提出部数

① 用紙の大きさは、原則として日本産業規格A4に統一して下さい。

提出書類に用いる言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限ります。

② 提出書類は、下欄にページ数を記載すること。

③ 提出部数は、A4フラットファイルにファイリングし、インデックスを付したものを正本1部、副本10部（正本の複写可）とします。

(4) 提出書類の著作権

① 提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、沖縄県は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部又は一部を使用できるものとします。

② 提出された書類は返却しません。

③ 提出された書類は、沖縄県個人情報保護条例の規定に基づき取り扱います。

(5) 申請にあたっての留意事項

① 申請にあたっては、法人等の名称等、申請のあった事実が公表されることを十分理解した上で行ってください。

② 県が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用してはなりません。

③ 申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

④ 提出書類の差し替え、書類追加は原則として認めません。

⑤ 取り下げ後の再提出は原則として認めません。

⑥ 必要に応じ追加資料の提出、書類の内容についての説明を求めることがあります。

⑦ 申請内容について虚偽等が確認されたときは、選定の対象者から除外します。

⑧ 申請書に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請団体が負うものとします。

13 選定及び審査基準

(1) 選定方法

指定管理者候補者の選定は、次のとおり行います。

① 応募資格審査

指定管理者指定申請書の提出後、沖縄県子ども生活福祉部女性力・平和推進課において、申請者の資格要件の適否審査を行ないます。資格を満たさない場合、確認できない場合、上限額を超過する場合は、その時点で失格となります。

② 「沖縄県男女共同参画センター指定管理者制度運用委員会」（以下「委員会」という。）による審査

委員会が、提出書類及び応募者によるプレゼンテーションについて審査を行い、最も点数の高い者を指定管理候補者として選定します。

プレゼンテーションは、10月下旬に実施予定。日程は別途通知します。

また、次の要件に1つでも該当した場合、失格とします。

ア 指定管理業務を遂行できる財務状況にないと判断された場合。

イ 施設の管理運営能力がないと判断された場合。

ウ 現状の管理水準を維持できないと判断された場合。

エ 適正な人員配置が困難と判断された場合。

※ 委員会で指定管理候補者として選定された団体は、沖縄県議会の承認を経て知事が指定管理者として指定します。

(2) 審査基準

次に掲げる基準全てを評価する総合評価方式により選考審査します。

条例第6条に基づく基準		評価項目	配点
1	県民の公平な利用を確保できるものであること。(第1号)	施設の管理運営に関する基本方針	15点
		平等な利用の確保について	
		利用料金の設定及び減免について	
2	センターの効用を最大限に発揮させるものであること。(第2号前段)	図書情報室事業の展開について	25点
		自主事業の提案内容について	
3	効率的な管理がなされるものであること。(第2号後段)	運営の効率化や維持管理経費の縮減について	25点
		収支計算書及び積算根拠の妥当性	
		財務体質の健全性	
4	管理を安定して行える物的及び人的能力を有するものであること。(第3号)	類似事業実績	20点
		組織及び人員確保に関する事項 労働法令、不正経理防止について	
5	センターの設置目的を達成するために十分な能力を有するものであること。(第4号)	利用促進に向けた取組内容	15点
		利用者の意見聴取と反映方法	
		個人情報保護、危機管理、安全対策	
		その他特記事項（申請者の適格性）	
合 計			100点

(3) 選定結果の通知

選定結果は、申請者に通知するとともに、県ホームページで公表します。

なお、選定結果に対する異議及び電話等による問い合わせには応じられません。

14 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者を指定後、知事は速やかに、指定期間における基本的な事項を定めた「基本協定」を指定管理者と締結します。また、年度ごと（4月1日～翌年3月31日）に締結する「年度協定」を別途締結します。

(2) 協定締結ができない場合

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当することとなったときは、県はその指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でない認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- ④ 応募資格要件を喪失したとき。
- ⑤ 申請内容について、虚偽等が確認されたとき。

15 指定管理者の留意事項

(1) 利用者等の意見の把握及び苦情等への対応

指定管理者は、「公の施設の指定管理者制度に関する運用方針」及び「指定管理者制度導入施設に係るモニタリングマニュアル」等に基づき、施設の適切な利活用、施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等の適当な手段により、意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映等について県へ報告するものとします。

(2) 指定管理業務及び自主事業に係る事業報告書等の提出

指定管理者は、次のとおり、指定管理業務月報、年間事業計画書及び収支予算書、年次報告書等を県に提出するものとします。

- ① 指定管理業務月報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月
- ② 上半期報告書（4月1日～9月30日までの事業実績）・・・毎年10月10日
- ③ 年間事業計画書及び収支予算書（翌年度計画）・・・・・・・・・・毎年2月末
- ④ 年次報告書（4月1日～翌年3月31日までの事業実績）・・・毎年4月末
- ⑤ その他県が必要と認める書類

(3) 指定管理業務等の評価(モニタリングの実施)

県は、指定管理業務に関して、基本協定書及び年度協定書（以下「協定書」という。）等に従って適切に管理運営を行っているかどうかについて、適時、関係書類の閲覧または提出等を求め、若しくは調査することにより、指定管理業務に関する評価を行います（以下、「モニタリングの実施」という。）

モニタリングの実施結果については、制度運用委員会において検証を行い、県のホームページで公表します。

指定管理者は、必要に応じて速やかに報告書等を提出し、調査に協力して下さい。

なお、評価の結果、指定管理者の行う業務が協定書の水準（以下「要求水準」という。）に達していないと判断した場合、県は業務の改善等必要な指示を行います。指示に従わず改善が見られない場合は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定

管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を行うものとします。

① 定期評価

県は、指定管理者から事業報告書の提出があったときは、指定管理業務の内容が要求水準を満たしているかについて確認を行います。

② 随時評価

県は、必要があると認めるときは、指定管理業務及び経理の状況に関し指定管理者に報告を求め、または施設内において指定管理業務の調査を行うことがあります。

(4) 監査

指定管理者は、地方自治法第199条第7項、第252条の37第4項、第252条の42第1項及び沖縄県外部監査契約に基づく監査に関する条例に基づき、指定管理者が行う管理の業務に係る出納関連の事務等について、監査委員、包括外部監査人、個別外部監査人等による監査を受けることとなります。

また、監査委員等が監査等をするため必要があると認める場合、指定管理者に対して帳簿書類その他の記録の提出を求める場合があります。

16 県と指定管理者の責任分担

県と指定管理者の業務区分は仕様書別表1、また県と指定管理者のリスク分担は仕様書別表2のとおりとします。

ただし、いずれにも定めのない業務やリスクが生じた場合又は疑義が生じた場合は、県と指定管理者が協議の上、業務区分及びリスク分担を決定するものとします。

※「リスク」とは、協定締結の時点で想定できない事由によって損失が発生する可能性のことを指します。

17 指定管理者の取消等

(1) 事業継続困難時の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合またはその恐れが生じた場合は、速やかに県に報告しなければなりません。

なお、共同企業体が指定管理者の場合において、指定管理者は、その構成団体の一部が倒産等により事業の継続が困難となった場合は、県と協議するものとします。

(2) 指定管理者に対する実地調査等

県は、指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合、またはその恐れが生じた場合には、指定管理者に対して管理の業務または経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、または必要な指示をすることがあります。

(3) 指定管理者の取消等

県は、以下の場合、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる場合があります。

- ① 指定管理者の倒産または指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど、指定管理者による管理運営を継続することができないと認められる場合。
- ② 社会的運用を損なうなど指定管理者として相応しくないと認められる場合。
- ③ 指定管理期間中に応募資格要件等の条件を満たさなくなった場合。
- ④ 指定管理業務の内容改善に関する県からの指示に対し、指定管理者が改善しなかった場合。

(4) 損害賠償について

前記(3)の措置により、指定管理者の指定を取り消され、または期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたことにより、県に損害が生じた場合には、指定管理者は県に対し賠償の責めを負うこととなります。

(5) 疑義の解決

業務の遂行に際し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、県及び指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

18 業務の引継

指定期間の終了又は指定の取消により、指定管理業務を引き継ぐ必要があるときは、指定管理者は円滑な引継ぎに協力しなければなりません。

なお、現在、管理業務に従事している者について、サービスの安定提供、ノウハウの継承等の観点から、再雇用を希望する者については、配慮してください。

19 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県子ども生活福祉部 女性力・平和推進課 男女共同参画班

(男女共同参画センター指定管理者公募担当) 電話098-866-2500 / FAX098-866-2589